

一応供覧	文書分類		保存年限	1 3 5 10 永
議長	局長	書記	主任	担当
津南町議会 議長 風巻 光明 様				

令和 7 年 11 月 25 日

議席番号 12 番

議会議員 風巻 光明



一 般 質 問 の 通 告 に つ い て

令和 7 年 12 月 10 日開会の第 4 回定例会に下記のとおり一般質問をしたいので、津南町議会会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

記

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答弁を求める者
1. 津南町の鳥獣被害対策に対し今後の取組強化について	今年是全国的に、特に熊による果樹や農産物の被害と人的被害が東北、北海道を中心に多発している。津南町も例外ではない。また稲作、畑作についてはイノシシによる被害が多く報告されており、今後町としてどのような対策を立て防止策を強化していくのか伺う。	町長
2. 随意契約の遵法性と今後の条例、規則の見直しについて	今年 9 月末で契約期限を向かえたニューグリーンピア津南の運営会社の後継法人選定のため不動産コンサルタントに委託した 330 万円 (税込み) 及び優先交渉権を付与した法人に対し会社運営などの手続きなどの業務委託料 7150 万円は随意契約であったと当局は認めている。 町は遵法性があるとの見解だが、行政に詳しい有識者の方々は、いまだ今回の随意契約について疑念を抱いている。 この場で正式に町民に対し遵法性があったことの説明を求めると共に、今後疑念を抱かれないために、曖昧な規則ではなく明確な数値化をした条例あるいは規則とすべきであるが考えを伺う。	町長

